

労働者側労働相談
30分以内相談無料（初回のみ）

大阪弁護士会 労働相談 毎日平日労働相談を行います！

●大阪弁護士会総合法律相談センターで、月曜日～金曜日の午後（1時から4時）に労働相談を実施しています。

労働問題に詳しい担当弁護士が相談にのります。
事前予約が必要です。

【予約電話番号】 **06-6364-1248**

（電話予約時間）平日 午前9時15分～午後8時

【法律相談場所】大阪弁護士会館1階（市民法律センター）

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5（天満警察署東）

【法律相談料】労働者側⇒初回のみ30分以内無料

※延長の場合は15分毎に2,625円の追加料金制です。（相談時間は最大1時間のみ）2回目からは30分以内5,250円の有料相談です。

使用者側⇒30分以内5,250円

※ 延長の場合は15分毎に2,625円の追加料金制です。（相談時間は最大1時間のみ）

- なお、ご希望であれば、継続法律相談、交渉や裁判・労働審判など弁護士に依頼することも可能です。（別料金となります。依頼する場合の弁護士費用については、見積書作成は無料です。相談の際に弁護士に遠慮なくおたずねください。）
- 法律相談をしないで、すぐに弁護士に依頼したいというご希望の場合は、弁護士紹介という制度もありますので、ご利用ください。

